令和5年度

政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

令和6年6月

「令和5年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の 政策への反映状況に関する報告」のポイント

- 〇 政策評価法 (注) 第 19 条に基づき、毎年、国会に報告
 - (注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)

1 令和5年度における政策評価の取組

各行政機関が抱える課題やニーズを踏まえ、実例を基にした政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウの蓄積・提供に係る取組(「各行政機関の政策担当者との議論」、「実証的共同研究」、「参考となる論文の収集・提供」)を推進するとともに、効果の発現状況を的確に把握するための測定指標の設定のポイントや、実用的な効果分析手法等を示すものとして、令和6年3月に「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」を策定した。

また、令和6年3月に「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」を改正し、規制の政 策評価の在り方を見直した。

このほか、各行政機関の職員が通年で視聴できるWeb講座型研修を提供した。

2 各行政機関における政策評価の実施状況

- 令和 5 年度の政策評価実施件数は、2,504 件(令和 4 年度:2,355 件)
- 事前評価:934件
 - · 公共事業:564件、規制:139件、研究開発:97件 等
- 〇 事後評価:1,570件
 - ・ 一般分野の政策を対象に評価:203件
 - ・ 未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助等)を対象に評価:687件
 - ・ 完了後・終了時の事業等(研究開発、公共事業等)を対象に評価:586件 等
 - (注) 「一般分野の政策」とは、同法等において事前評価が義務付けられている特定 5 分野(研究開発、公共事業、 政府開発援助、規制及び租税特別措置等)を除く政策である。

「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策(同法第7条第2項第2号イ)、政策の決定後10年経過しても完了していない政策(同法第7条第2項第2号ロ)等である。

「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

3 各行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況

事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映

事後評価結果の政策への反映状況

実施中の政策(未着手・未了の事業を含む。)について、

- これまでの取組を引き続き推進:947件、施策・事業の改善・見直しを実施:34件
- 予算要求への反映:303件

4 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

- 統一性又は総合性確保評価(複数行政機関にまたがる政策について直接評価)
 - ・ 「不登校・ひきこもりのこども支援」(意見通知・フォローアップ)
 - 「外来種対策の推進」(フォローアップ)
 - ・ 「生活道路における交通安全対策」(評価を実施中)
- 客観性担保評価活動(客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検) 【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った令和6年度税制改正要望に係る政策評価36件(事前評価36件)の内容を点検し、その結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表した。

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和4年度に行った規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした298件(事前評価222件、事後評価76件)の内容を 点検し、その結果を各行政機関に通知・公表した。

はじめに

政策評価制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)が制定され、14年4月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第12条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第19条の規定に基づき、令和5年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、 今回で22回目の報告となる。

本報告では、まず、「I 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「II 令和5年度における政策評価の取組等」において、令和5年度における政策評価の取組として特筆すべきもの等を記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和5年度の実施状況等(政府全体の状況)」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「IV 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成9年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

目 次

Ι	政策評価制度の概要	
1	政策評価制度の仕組み等	1
2	政策評価の実施時期	5
П	令和5年度における政策評価の取組等	
1	政策形成・評価に関する改革の取組	6
2	令和5年度における政策評価の取組	7
Ш	政策評価等に関する計画、令和5年度の実施状況等(政府全体の状況)	
1	各行政機関が行う政策評価	- 11
2	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	- 44
IV	政策評価制度に関する主な経緯	- 58

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和 5 年度に評価書が公表された ものである。

ただし、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、令和6年度予算の成立(令和6年3月28日)に伴い、6年4月に公表されたものを含めている。

- * 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r05houkoku-3.html) に掲載している。
- * 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)において、一元的に閲覧・利用することが可能である。